



第22期決算 分配金のお知らせ

平素は、「新成長株ファンド 愛称:グローイング・カバース」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2026年4月27日に第22期決算を迎え、当期における分配金は収益分配方針に基づき下記の通りといたしました。

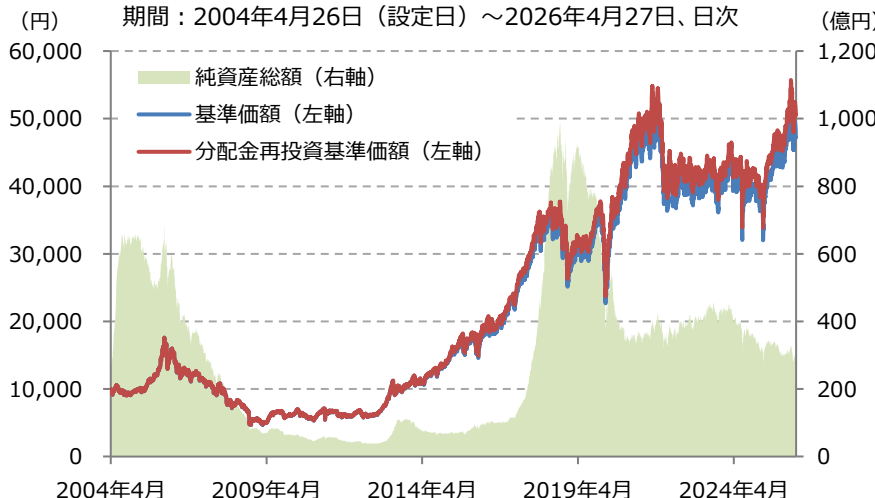
当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。引き続きご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

第22期分配金
(10,000口あたり、税引前)

650円

設定来の基準価額と純資産総額の推移

期間: 2004年4月26日(設定日) ~ 2026年4月27日、日次



(2026年4月27日基準)

基準価額*	47,215円
分配金再投資基準価額	50,652円
純資産総額	288億円

基準価額の騰落率

1か月前比	0.60%
3か月前比	-0.04%
6か月前比	7.65%
1年前比	26.12%
3年前比	23.35%
設定来	406.52%

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の10,000口あたりの値です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

* 分配金落ち後の基準価額を表示しています。

※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※期間別騰落率の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日(休業日の場合は翌営業日)までとします。

分配金の実績

第18期 2022年4月	第19期 2023年4月	第20期 2024年4月	第21期 2025年4月	第22期 2026年4月	設定来累計
0円	0円	260円	0円	650円	1,990円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額です。分配金は増減したり、支払われないことがあります。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

分配方針

年1回(4月25日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、信託財産の積極的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。



第22期(2025年4月26日～2026年4月27日)の運用状況

第22期における当ファンドの分配金再投資基準価額は、日本株式市場が堅調に推移する中、前期末比26.1%の上昇となりました。

■局面① 堅調に推移した局面 (2025年4月26日～2026年2月末)

当該期間において、当ファンドは38.7%*上昇しました。

4月前半に発表されたトランプ政権の関税措置による影響は徐々に和らぎ、当ファンドは堅調に推移しました。その後も、高市新政権の政策運営への期待感から、投資拡大が見込まれるAI（人工知能）・半導体関連などの成長分野が市場をけん引しました。中小型グロース株の物色が強まる展開が続いたものの、円安基調による企業業績の改善見通しや、国内外からの資金流入に支えられ、当ファンドの基準価額もおおむね堅調な推移となりました。

■局面② イラン攻撃後の急落とその後の回復局面 (2026年2月末～2026年4月27日)

当該期間において、当ファンドは9.1%*下落しました。

2月28日の米国・イスラエルによるイラン攻撃を受け、原油高・エネルギー供給への警戒感が強まると、企業業績への悪影響が懸念され当ファンドも下落しました。しかし、3月中旬以降、イラン情勢による悪影響が徐々に和らぎ、当ファンドの基準価額は回復基調となりました。加えて、半導体関連企業などを組み入れていたことも、基準価額の回復に寄与しました。

* 分配金再投資基準価額で算出しています。

第22期の分配金再投資基準価額の推移

(指数値) 期間：2025年4月25日～2026年4月27日、日次



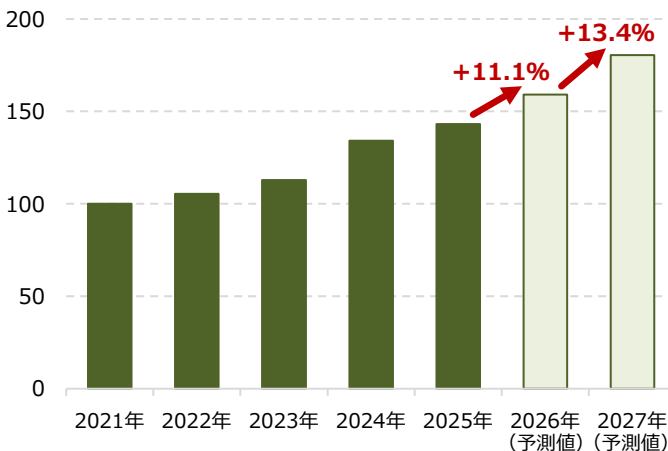
※2025年4月25日を100として指数化しています。

今後の見通し

- イラン情勢は停戦合意を模索する動きがみられていますが、今後の交渉次第では原油価格の変動などを通じて株式市場が不安定になる可能性もあり、引き続き市場への影響については注意が必要です。
- 企業業績については、米国景気やトランプ政権の関税政策などの不確実性がありますが、国内においては業績堅調な企業で価格転嫁を進める動きがみられることや円安が続いていることを踏まえると、全体的には堅調に推移するとみています。
- AI（人工知能）関連分野を中心とした技術革新が企業の成長を後押しするほか、東証グロース市場改革を背景にM&A（合併・買収）を通じて成長を目指す企業が増えると予想されます。こうした前向きな動きは、中小型グロース株にもプラスに作用すると考えています。

国内株式のEPS（1株あたり利益）の推移

(指数値) 期間：2021年～2027年、年次



※EPS（1株あたり利益）は、2026年4月17日時点のデータをもとに2021年を100として指数化しています。

※国内株式は東証株価指数（TOPIX）を使用しています。東証株価指数（TOPIX）は当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は、過去の実績および作成時点での当社とUBPインベストメンツ株式会社の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成



※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの特色

- わが国の上場企業のうち、新たな成長局面に入りつつあると判断される成長企業に厳選投資します。
- 投資に際しては徹底的なボトムアップ調査と詳細な分析に基づき「新成長企業」を厳選し投資します。
- UBPインベストメンツ株式会社*より投資に関する助言を受けて運用を行います。
* 2026年1月1日付で、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社は、UBPインベストメンツ株式会社との合併により、商号をUBPインベストメンツ株式会社に変更いたしました。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、「株価変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」です。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた申込みの受付を取消すことがあります。

繰上償還

委託会社は、純資産総額が10億円を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、当ファンドにおける投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.87% (税抜1.7%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。
その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0044%(税抜0.004%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。 また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

市場動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

（資料作成時点）

販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
銀行						
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社鹿児島銀行 （委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社）	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第1号	○			○
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○			*
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第8号	○			
株式会社肥後銀行 （委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社）	登録金融機関	九州財務局長（登金）第3号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○			○
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○
株式会社北洋銀行 （委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第41号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○
証券会社						
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号	○			
静銀ティーム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○			
十六TT証券株式会社 （ファンド専用）	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○			
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3031号	○	○	○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○
ほくほくTT証券株式会社 （ファンド専用）	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○			*
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社 （ファンド専用）	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2883号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○



販売会社名	登録番号	加入協会				備考
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	
信用金庫						
旭川信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第5号				
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第39号	○			
飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第252号				
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号				
大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第19号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○			
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号				
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長（登金）第26号				
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○			
鹿沼相互信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第221号				
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号				
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○			
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号				
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○			
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号				
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第215号				
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第25号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第223号				
滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第79号				
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第158号				
白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第36号				
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第258号	○			※
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号				
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○			
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号				
千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第208号				
津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第32号				
富山信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第27号				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○			
はくさん信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第35号				
浜松いわた信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号				
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第203号				
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第76号	○			
ひまわり信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第49号				
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○			
三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第68号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○			

※信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

* 現在、新規の販売を停止しております。



【当資料に関してご留意いただきたい事項】

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社で作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後当ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点におけるUBPインベストメンツ株式会社または明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

<使用インデックスについて>

TOPIX（東証株価指数）等の指数値およびそれに係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など当該指数に関するすべての権利・ノウハウ及び当該指数に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

【ファンドに関するお問い合わせ先】

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>